

袁守正

表明した。福生財は戦直後一時期を除く軍需に人
増加は甚だし、殊に近年の増加率は開発にとりて固
等がある著しく伸びた。二に水は水田のみにメーター
水の使用料は飛躍的に増大し、施設の拡張、それと平
する費用も増大を招き、現行の水道料金を水道施設の
として企業の償還はむしろ人過水で低下した施設整
今後推定される人は増加に好く拡張工事財源たる政
地債の償還、手には水道課負担に好く人件費等の
企業の独立採算制のためからる依存するとすれば水
あり、人にかゝる水道用水の確保を考慮し、その
りかけを、水が無くては人々文明生活が成り、
本軍九州方面を必し、水不足は甚か、あり。住民の
生活は深刻、また、真新しい事業であり、その
運いの、その、理事長は、同、五、六、七、八、九、
債目を算出し、需要家費、固定費、変動費等を計算し、
現行料金で計算した結果、本年の推定赤字は、

蕭長田村匡雄君

体頭示に引き続て討論を続行して一季。

番 110

松本平九郎君

二の水道問題に
好い子ては
かに厚生委員会

で、
二に
かき
うと
は先
程番
員長
が申
さぬ
下と
あり
て又
あり
五

私共其産党議員より厚生委員より子下。
先程も山田

議員が言ふにあり傍聴人かゝるから大さな声な言ふとか言ふ

好いとか言ふから下へ
 私に其陸光謙貞と云ふ子あり言ひて

9. 一の厚生委員長が報告された中に箇条があり、その下に

この水道は必要とするカとソウニヒを檢討して結果この水道計画に好

和にはより意見を言ふありす。
一かしむる二の料金

非常に慎重に
 議したところ
 結果として

のいせぬは少許寛としてより出さずかたけぬと云

運轉せしむるに、
郁さうあふくと
かきかうの

了るを待たせしむるを要望しよとのより五。

尊厳を重んずるに
 なるべし。

取付民から取り上げられ、赤十字に寄付されると、その上子母へ

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

した赤字を
いとする
ために
子を一
般会
員に
入
る
と
し
た

いくと、同じ子算で、
教育と、道路と、
その子算の収まり有る

いけると思う。
ゆめゆめは生けてから死ぬまで二の水とソウのチヂミ

その水に溶けやめれば一つの還元といえる、一般会計

うぬせといと
ソウニトばかりの
あそその点ゆ長に
語したところか
ゆ

からこの内から若干は出すとしように存せありき。

た水道は必要であるといふことが、そのほか、二の水道料金の値

この問題はいくつかあるから、さるわけに、はい、さうにすると、

最終的には厚生委員会としては修正案の三十五円にソコを出し

と長りぬともいかにぬぬぬが三十九日て決めたからやぬて二は決定

とうとうにも思ふ所あり子せんレニぬかり採決を取る、皆

人の議論を聞くうちをほるべくお互いに止しい
議論を止むりやうに

傍聴人かゝるから大まかに
意見を出して宣伝すると

下といふ共産党といふは、子といふに子也。傍聴人が、子也。

下の一ノ其陸境とては正しく也皆之人に誦之真奥をくみ

その点山石田禱負

から其産業は大きな道徳をするといふことは、これは取り下げて、
うらいたい。

長年正

。十三番(伊府国太君) 公営企業は整備性を十分に發揮し最大の目的
をありしと云ふのいふ其の福祉を増進するやうに運営されなければ
はならないのであります。下付の予算委員長報告の各例修正案は
四十七年度十万人に給水する下付のものがあり、水は日たりと生
活上欠かすまいものであります。この企業原則に基いて先行政
資的の事業計画、はういに財政計画であります。独立採算
制をとり收支の均衡を保持する上からも現在の三十五年度の、僕
の目ざす公営のいたるに正を当に修正案と思われまう。こ
れは修正案に賛成するものであります。

。十四番(岡 米吉君) 私は反対意見を申しあげます。この度の改正
案につきましてはいろいろと論議されてあるわけがございまして、
も、私はこの水道というものは申すまでもなく私達が生活する上
にこそ一番必要のものであります。ところが今後の増造りあるに
は今後の財源展のためには大きく整備改善をしていかなければ

はならないという点につきましては私も認得するものでございませ
う。しかしながらこの度の水道村会の値上げの出し方は極めて唐突であ
りまして、かつまた値上げの理由もこのようにしては遠かに住民として
も認得のいかないうちには面があるわけがございします。厚生委員
会におきましては慎重審議賜りまして先程委員長報告があら
わけてございしますが、私にいたってはさらにこの問題につきま
して十分なる慎重審議をつくさぬやうに認得のいくべきに申し
ついで下されたという点から私は反対意見を申しあげるものであ
ります。

。十五番(塩野鉄之助君) 賛成意見を申しあげます。この水道村会の
値上げ案につきましては福生協議会におきましては過去二年來
考えておいたものであります。と申しましては四十一年度におき
ましてはまたまた赤字が出ております。四十二年度におきましては
またまた二百五十万という赤字が出ることは必須でございまして、二
の赤字補てんを理事長は考えてあるかという点につきましては
これは過去十五年間水道施設以来の加入者の増減金の二百五十

今日の最終日におきましてどうか意義あるところの賛成、反対の討論が切り切り、そしてその決定後は執行者に行きつけ十分長官の理解ある行政に携りて下さりたいと、このことをお願いいたして参ります。

「議長」「議長」と呼び、その他発言する者あり。

三番（石川信義君） 本日の討論に於いては、四議員から発言があり、そのうち、二に賛成、反対の討論が決定をつけることも必要かと思ひますが、非常に重要な問題であるだけに、本件は表決する前に、一度休憩の動議を提出する方がよいと参ります。

議長（田村匡雄君） 下、二の石川議員の休憩動議は、いかかりたいと参ります。

「議長」「議長」と呼び、その他発言する者あり。

三番（石川信義君） この討論というものは、休憩後でも出されるわけが、従って私の休憩動議が優先すると思つて、二に二に休憩をとり、その後五に参りてもいいんですが、この問題は、どうも形に合わせるために、二に参りて……「討論切り切りは、どうなるんだ」と、採決を……

その他発言する者あり。

議長（田村匡雄君） 討論を終結するに、二に賛成ありとせんか。

「賛成」「賛成」と呼び、その他あり。

議長（田村匡雄君） 暫時休憩いたして参ります。

十一時四十六分 休憩

十一時五十分 再開

議長（田村匡雄君） 休憩中に引き続き、議事を行います。

議長（田村匡雄君） 二に参り、採決を行います。

おはかりいたして参ります。議長が七十六号に於ける委員長の報告は修正ありと参ります。本日は委員長報告のとおり決定するに、賛成の者は起立を求め参ります。

（賛成者起立）

議長（田村匡雄君） 起立した名数参ります。多数ありと参ります。

おと、本日は委員長報告のとおり可決いたして参ります。

十九番（高浪忠君） 休憩の動議を提出いたして参ります。

「賛成」「賛成」と呼び、その他あり。

蕭長(田村匡雄君)暫時休題以三下。

子未十時
六分休體

午前十一時三十分閉講

謙長（用行匡雄君）
休願示以引子諫之今諫之開子示下。

藤島田村雄居
子に日程才四の請願才四号にフク下内子藤

案才七十六号の議決に於り議會ととの態度が決定しありたもう
議會意思を表明する必要があり子せんのかつ了承願い子下。

議長（田村匡雄君） 日程オ五 議案オ七十七号東京柳井村議会議員
の務災害補償組合の設立につて 議題に供し示す。 本件にアッて
は総務委員会に審査せし記しあり示す。 委員長から報告
願ひ示す。

(十一)番加藤清一君登壇

○ナリ番(加藤清一君)
レ子下。
ニ猪名セリ下下子一丁のみ
署直報告を申しあ

(蕭梁書直報書 胡說) 省略

係、本集に「き子」の審査の内容を補足して説明せしむ。

福生町議會

手。 本会には、本会議員が公務に起因し死亡、疾病、不具
等には、その場合に一時一時的のみならず、負担が重くなるのを、普段から積
立てし、有事の際に備えようとするもの、 本会に於いて公務に於ける
災害の補償が明らかにされるもの、 時期的にいたるに於いても適当
なものと、全員異議なく決すべきものと決定した。次で、つづいて、
何とぞよくよくお願い申し上げて、簡単にその報告をいたす
す。

議長(田村匡雄君)
二、所リ委員長報告に好ミク質疑を行ハレテ了。

(「曼禱下」と呼ぶ者あり)

議長 田村匡雄君ニ以て質疑を終結した。示す。

おはかりにいたします。議案オ七十七号に付する委員長の報告は、お決りです。本案は委員長報告のとおり決するに、異議なくありせんか。

(「豊饒下」と呼ぶ者あり)

○藩長（田村匡雄君）ニ呈請下レト認め子下。
 又、藩長報告のとおり決定した。子下。
 又、藩長報告のとおり決定した。子下。

。議長(田村匡雄君) 日程第六議案オ六十五号昭和四十二年度福生市一般会計補正予算ヲ三号ニ議題に供ヘテ示ス。 本案につき示シテは総務、建設、厚生、その他各委員会に付託セリテ示ス。 総務委員長よりお願いいたしテ示ス。

(十六番加藤清一君登壇)

。十六番(加藤清一君) 二指名をいたしテ示ス。 審査報告をいたしテ示ス。

(議案審査報告書朗読) 省略

さうに本案につき委員会の審議の概要を補正して申しあげます。 総務委員会の所管分につき示シテ 総務課長より説明を受け、内容を検討の結果、税金の伸び、小中学校の体育館の工事、交通安全対策、パートタイム、議員災害補償組合関係等々の質疑を行ない、期末予算の改正にもなる人件費の計上を主として補正もあり、委員会にいたしテ示シテはその内容を了解し、本案にあり可決すべきものと決定した。 次におまづいす。 何とぞよろしくお願いいたしテ示ス。 以上甚だ簡単におまづいす。 報告といたしテ示ス。

。議長(田村匡雄君) つぎに建設委員長よりお願いいたしテ示ス。

(二十二番塩野鉄之助君登壇)

。二十二番(塩野鉄之助君) 二指名をおまづいす。 下の議案審査報告を申しあげます。

(議案審査報告書朗読) 省略

。なお本案につき示シテ補正として審議の概要を申しあげます。 当委員会の所管にかゝる部分は産業、土木、都市計画に関するもの、審議の冒頭、担当の課長よりおまづいす。 予算内容の説明を聞き、質疑に入り、小企業資金、商工会、土木におまづいす。 道路補修、道路号線の改修、公園の整備案について質問、小企業資金に付く融資額が五倍とあり、四の金融機関より貸出すことに依り、一の金融機関は保障協会の保障を要する。 二の判断、三のかつておまづいす。 条件を貸出すよう要望し、商工会に付くおまづいす。 予算の下の予算に示してある助成に付くおまづいす。 旨意言があり、道路の補修に付てはローラーの購入を要する。 四の早急におまづいす。 補修費が少い。 五の考へらるるおまづいす。 遺漏の無いよう配慮されるよう。

二、必要を望み、いづれの完備にすべきは便宜事業使用不能に於て来年度予算より整備してその機能を發揮せざるをうに、一、たゞ目の回答であり、当委員会におきける本補償予算の人員費、計上を主としてあり、委員会の審議に於て、同意を下さる方にお願いたし、何とぞ当委員会の報告といたし、

議長（田村匡雄君） つぎに厚生委員長よりお願いたし、

（六番高橋子春君登壇）

〇六番（高橋子春君） 二、指名をいたさず、一、たゞの審査報告を申し上げ、

（議案審査報告書朗読一省略）

何れも本案に於て委員会における審議の概要に於て申しあげ、下。委員会の所管は歳出のみ、住民課、民生課の関係で歳出予算に於て担当課長の説明をいたしたとあり、特に駐留軍離反センター、国保会計課出金の百万円、公益質屋課出金六十万円、中支郵便所工事、し尿投入手数料等に於て質屋が集中した



予して、その結果駐留軍離反センターに於ては昭島市の離反事務所を借りて、柳の二千万円の基金とやらをとり生ずる利子におき加入市町村の負担金、市五万、町三万、村一万で運営し事業内容は関係者の再就職の相談、生活相談等を行はうもの、加入市町村は二十七市町村とごいす。国保におきける質屋の課出金は、国保に於ては四十二年度の医療費の支払に課延べ分の支払の補てん、質屋に於ては職員の出退取引きと分子に中支郵便所工事につきは用地申請中、あり次第着工し年内完成せしめようとする。し尿投入関係に於ては所のし尿取り扱いは法とて処理場に投入の場合、業者に頼めべく手数料を所が業者から徴収するもの、今後さらに見込める分として一、二百万円の千五百七十台分の計上があることか判断し、了解した。次に次を述べます。その他は期末、勤労手当等人員費の業務的経費の計上とあり委員会とては原案に於て不決すべきものがあると決定した。次に次を述べ、

議長（田村匡雄君） 二、予て委員長報告に於ける質疑を行ない、

下。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（田村匡雄君） 二へにて質疑を終結いたし。

おはかりいたし。 議案オ六十九号にする委員長の報告は
可決であります。 本議案は委員長報告のとおり決するに異議あ
りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（田村匡雄君） 二異議なしと認めし。 今議案オ六十九号は

委員長報告のとおり可決いたし。

議長（田村匡雄君） 暫時休憩いたし。

午後十一時五十二分休憩

午後一時 二分開議

議長（田村匡雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（田村匡雄君） 日程オ七議案オ六十六号昭和四十二年産衛生財

団健康保険特別会計補正予算オ一号を議題に供し。

本件に於ては厚生委員会に審査を依頼しありしを委員長

より報告願います。

（六番 高橋子春君登壇）

六番（高橋子春君） 二指名をいたし、今議案オ六十六号を議題に供し。

五。

（議案審査報告書附説）省略

本議案に於て委員会の審査概要に於て説明いたし。 審査

に先立ち、担当課長より説明を受け、それにより議案に於て

議案オ六十六号の補正は先般一般会計の枠内におき、

前年度の医療費の繰延べ支払に充てられたものである。 歳入

に於ては医療費を支払ひ分として年間一千万円の見込み

現況、その不足分として千五百二十万円の追加、

増の見込み三千万円、 二は百万円分を年間三百件と

務能率の向上をさせるために全額国庫負担にする

の購入や他会計と同様に人件費の計上をありし、

料の増収や国庫負担金の大幅増額を考へられ、

は全員の了解いたし、他面健康保険料の収金率

再度婦人会委託と専任職員に於る収金の点に於てその利害得失の論ぜられ、一の市で徴収専用の課設置のとりもあることかゆかに、やはりこれにも利害両方あるから、おぼつかないところを説明があり、所とては昨今の交通事情等を考へて、財政上収金取續、婦人会の内部事情を思うとき、さらに検討してその対策をたてる、かう審議がなされてゐた。本予算案は不決すべきものと決まらうと、そのころ、お願ひいたして、

講長(田村匡雄君)

9. 田村匡雄君)
二小所り委員長報告に好する質疑を行ない子

「是處下」と呼ぶ者あり

讓長 (因好匡爐君)

二、二にて實を終に下に下。

おはかりいふ子下。

藤原才六十六号に於ける委員長報告

不可決あり。下。

本案は委員長報告にあり決するに二、三議

ありき人

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 田村重雄 君一

2) 豊饒
下レト
詔メテ
す。

ふろ 藤原 あり あり

号は不貞長
報告のとあり
不來いたゝ
不ゝた。

蕭長

田村匡雄君
日程第八議案第六十七号昭和四十二年度福生所公益

實臣特別会計補正予算为号七議題に供し了す。

本件に亙るは厚生委員会に審査を依頼してあり予の如く委員長

かり報告願ひ下。

六番高橋子春君登壇

○六番 高橋子春居

二 指名をいたす子にたのむ審査報告を以てし

क

（藤原實朝告書朗讀）省略

本案に於て補送しき委員會議議の内容に於て説明したります。

本補正予算は担当課長の説明により現在の勤務職員である吉田

氏が定年退職する下めに質屋合資として退職金の支払が不

不能であるを一般會計から繰入れたいと云ふに充當し、

退職後は正規職員の補充を
臨時職員として勤務するに
よる

の内容を要するに、公益、質屋の利用者等に及ぶ質屋

本通付工月二十日子マに二平五十七に、四百九十点の利開